国家試験

平成二十六年度二級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付

平成二十六年度二級土木施工管理技術検定の合格者及び合格証明書の交付について、施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第三条及び第八条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　平成二十六年度二級土木施工管理技術検定合格者　平成二十六年度二級土木施工管理技術検定に合格した者は、九、七三一名である。

二　合格者の受験番号の掲示　合格者の受験番号を次の各地方整備局、北海道開発局、北海道開発局釧路開発建設部、沖縄総合事務局及び東北地方整備局青森河川国道事務所・秋田河川国道事務所、北陸地方整備局富山河川国道事務所、中部地方整備局静岡国道事務所、中国地方整備局松江国道事務所・岡山河川事務所・岡山国道事務所、四国地方整備局高知河川国道事務所、九州地方整備局鹿児島国道事務所において掲示する。

なお、掲示する番号は、当該地区内で受験した者の受験番号である。

札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課

釧路市幸町十丁目三番地　国土交通省北海道開発局釧路開発建設部総務課

仙台市青葉区二日町九番十五号　国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課

青森市中央三丁目二十番三十八号　国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

秋田市山王二丁目十番二十九号　国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所

さいたま市中央区新都心二番地一　国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課

新潟市中央区美咲町一丁目一番一号　国土交通省北陸地方整備局企画部技術管理課

富山市奥田新町二番一号　国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所

名古屋市中区三の丸二丁目五番一号　国土交通省中部地方整備局企画部技術管理課

静岡市葵区南安倍二丁目八番一号　国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所

大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号　国土交通省近畿地方整備局企画部技術管理課

広島市中区上八丁堀六番三十号　国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課

松江市西津田二丁目六番二十八号　国土交通省中国地方整備局松江国道事務所

岡山市北区鹿田町二丁目四番三十六号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所

岡山市北区富町二丁目十九番十二号　国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所

高松市サンポート三番三十三号　国土交通省四国地方整備局企画部技術管理課

高知市六泉寺町九十六番地七号　国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所

福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号　国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課

鹿児島市浜町二番五号　国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所

那覇市おもろまち二丁目一番一号　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

三　合格証明書の交付申請

㈠　申請することができる者　一般財団法人全国建設研修センターの行う二級土木施工管理技術検定学科試験及び実地試験に合格した者

㈡　提出書類　合格証明書交付申請書

㈢　申請の受付期間　平成二十七年二月五日から平成二十七年二月十九日までとする。

ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

四　申請書等の提出先　申請書等の提出先は次の各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局とする。

〒〇六〇―八五一一　札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課

〒九八〇―八六〇一一　仙台市青葉区二日町九番十五号　国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課

〒三三〇―九七二四　さいたま市中央区新都心二番地一　国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課

〒九五〇―八八〇一　新潟市中央区美咲町一丁目一番一号　国土交通省北陸地方整備局企画部技術管理課

〒四六〇―八五一四　名古屋市中区三の丸二丁目五番一号　国土交通省中部地方整備局企画部技術管理課

〒五四〇―八五八六　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号　国土交通省近畿地方整備局企画部技術管理課

〒七三〇―八五三〇　広島市中区上八丁堀六番三十号　国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課

〒七六〇―八五五四　高松市サンポート三番三十三号　国土交通省四国地方整備局企画部技術管理課

〒八一二―〇〇一三　福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号　国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課

〒九〇〇―〇〇〇六　那覇市おもろまち二丁目一番一号　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

五　合格証明書交付　申請者に対し平成二十七年四月中旬以降に合格証明書を交付する。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年2月5日

北陸地方整備局長　野田　徹

1　処分をした年月日　平成27年1月14日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社石田工業所　石田　祐一　新潟県上越市石橋7－14　国土交通大臣許可（般・特－21）第8930号

3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年12月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成26年（家）第3025号

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

申立人　仙台市長　奥山恵美子

本籍宮城県柴田郡柴田町大字葉坂字六角21番地、最後の住所仙台市青葉区台原3丁目37番11号、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日平成24年1月30日、出生の場所満州国鞍山市常磐街、出生年月日昭和19年3月18日、職業不詳

被相続人　亡　平間　正信

事務所仙台市青葉区一番町1丁目17番20号　グランドメゾン片平4階　氏家和男法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北爪　賀章

仙台家庭裁判所

平成26年（家）第1600号

静岡県静岡市葵区相生町1番1号

申立人　静岡信用金庫

本籍静岡県静岡市駿河区中田1丁目19番、最後の住所静岡県静岡市駿河区中田1丁目19番6号、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日平成25年11月14日、出生の場所静岡県安倍郡美和村、出生年月日大正15年5月10日、職業建築業

被相続人　亡　小田巻利朗

事務所静岡県静岡市葵区大岩本町27番13号

相続財産管理人　弁護士　石橋　賢一

静岡家庭裁判所

平成26年（家）第942号

静岡県浜松市東区市野町1494番地の1

申立人　金指　貴子

本籍静岡県浜松市天竜区西藤平997番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所静岡県浜松市東区、死亡年月日平成25年9月25日、出生の場所静岡県天竜市、出生年月日昭和36年9月1日、職業無職

被相続人　亡　金指　勝久

事務所静岡県浜松市中区板屋町522番地　MYビル4階　佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木右子

静岡家庭裁判所浜松支部